



海と太陽とみどりの中で
ひとが輝きまちが輝く湘南・茅ヶ崎

使用料等の 減額免除の見直しについて

平成 29 年 2 月

目次

1	はじめに.....	1
2	見直しの基本的な考え方.....	3
3	統一的な減額免除基準	4
4	施設ごとの減額免除規定.....	6
5	見直し時期.....	7

1 はじめに

(1) 見直しの必要性

本市では、これまで文化施設、スポーツ施設、社会教育施設、地域集会施設等、市民福祉の増進を図るために、様々な公の施設^{*1}を整備してきました。

多くの施設が、昭和 50 年代前半に整備されたため、全体的な老朽化が進みつつありますが、昨今の多様化する行政ニーズに対応するため、限られた財源の中で、少しでも利用しやすい施設として適正に維持するため、小規模修繕や備品の入れ替えなどの維持管理を継続して行っています。

しかしながら、生産年齢人口の減少による税収減や高齢化による扶助費の増大といった社会情勢の変化や多様な主体の社会参加の場の拡大など、施設を取り巻く環境が大きく変化する中で、耐震年数の超過や老朽化によって増加する施設の更新費用への対応が求められることから、施設の使用料^{*2}と利用料金^{*3}（以下「使用料等」という。）の体系やその減額と免除のあり方については、様々な視点から検討し変えていく必要性があります。

特に、施設を利用していない人も含めた市民全体の多額の税金により、サービスの提供及び維持管理などが賄われている現状の使用料等の減額と免除については、税負担をしながらも利用しない市民が少なからず不公平感を抱いている中で、施設利用というサービスの受益を受けている人と受けていない人との負担の公平性を確保することが求められていることから、そのあり方についての考え方を明らかにするとともに見直しを行う必要性があります。

*1 公の施設

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。(地方自治法第 244 条)

*2 使用料

普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。(地方自治法第 225 条)

*3 利用料金

普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。(地方自治法 244 条)

(2) これまでの取り組み

本市では、平成 7 年に「茅ヶ崎市行政改革大綱」（平成 8 年度～14 年度）を策定以降、第 2 次（平成 15 年度～19 年度）、第 3 次の大綱（平成 20 年度～24 年度）、大綱を継承した「茅ヶ崎市経営改善方針」（平成 25 年度～27 年度）を含め、現在の「茅ヶ崎市経営改善方針（2015 年度版）」（平成 25 年度～27 年度）に至るまで、『受益者負担の適正化^{*4}』の取り組みを行政改革の重要課題として位置付け、様々な議論と検討を重ねてきました。

平成 19 年には、「茅ヶ崎市受益者負担のあり方検討プロジェクトチーム」を設置し、「公の施設の使用料の額及び減額免除に関する報告書」（平成 21 年）を作成し、また、平成 25 年には「『公の施設の運営及び使用料等の見直し基準』の策定に向けた方針」を公表し、同年には、これからの施設の運営や活用、使用料等のあり方などを検討するデータブックとして「公共施設白書」を策定しましたが、減額や免除を含めた使用料の統一的な見直しには至りませんでした。

一方で、平成 25 年に実施した「茅ヶ崎市政アンケート」では 88.3%、平成 27 年に実施した「公共施設満足度調査」では 87.0%の回答者が、施設の経費を利用者が負担すべきであると考えていることが明らかになっています。また、同満足度調査では、使用料等の減額や免除に対して 54.6%の回答者が、現状より限定的なものとするべき、または、廃止すべきであると考えていることが明らかになっています。

これら過去の検討を踏まえ、現在の「茅ヶ崎市経営改善方針(2015 年度版)」の取り組みといたしましては、『公共施設の適正管理・受益者負担の適正化』を重点事項として位置付け、改めて使用料等の見直しについて検討した結果、まずは、適正な受益と負担に基づく使用料等の減額と免除の見直しについて、その考え方を策定することとしました。

^{*4} 受益者負担の適正化

行政サービスについて、かかる費用にあてる市税と行政サービスを受ける市民（受益者）が負担する料金とのバランスを適正に保つ考え

2 見直しの基本的な考え方

前項にある白書や各種アンケートの分析の結果、公の施設の「受益者負担の適正化」に係る多くの課題が浮き彫りになったなかで、「茅ヶ崎市経営改善方針（2015年度版）」に重点事項と位置付けた「受益者負担の適正化」の取り組みとして、公の施設の使用料等の体系やその減額と免除のあり方についての検討をすすめています。

取り組みの中には、未だ多くの議論が必要なものがある一方で、各種団体等の支援、あるいは施設利用の促進について配慮しながらも、使用料等の減額や免除を含めた既存のあり方の見直しを最優先させることが、受益者負担の適正化の効果が高く図れることから、まずは、使用料等の減額や免除の見直しについて、その考え方を策定することとしました。

公の施設の使用料等の減額や免除は、施設を利用する各種団体等の支援や施設の利用促進に、一定の効果を上げています。しかし、利用する方の多くが減額や免除となる制度では、利用しない方の税金で賄うこととなり、負担の公平性が確保されません。

減額免除とは、市が認めている特例的措置であるため、真にやむを得ないものに限定されるべきものです。

したがって、受益者負担の原則に立ち返り、公の施設に統一的な減額免除基準を設け、既存の減額免除制度を見直します。

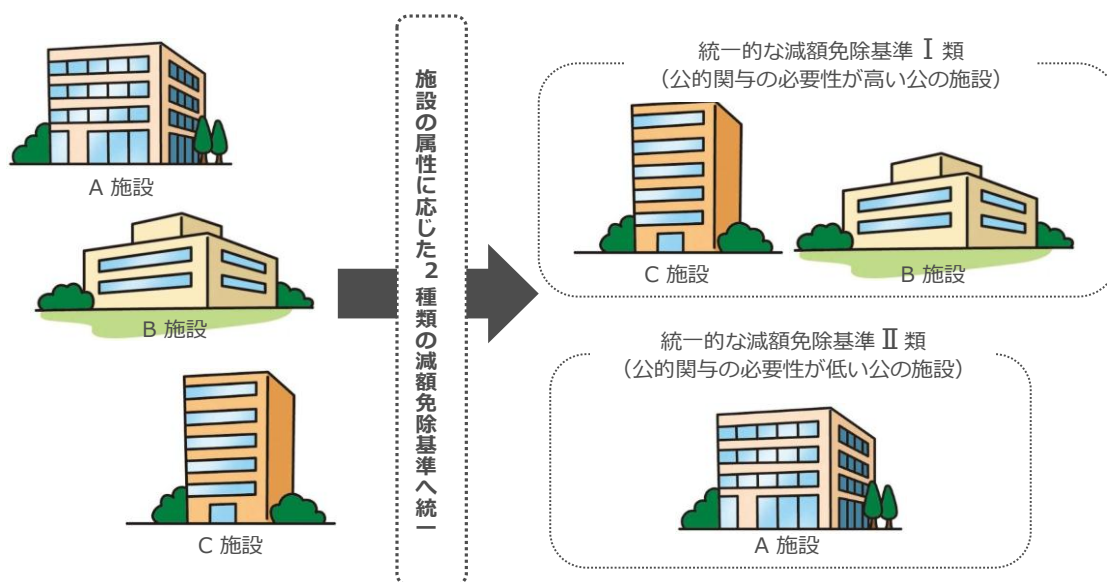
3 統一的な減額免除基準

公の施設の使用料等の減額や免除は、政策的な配慮に基づき実施するものであり、受益者負担の原則の例外として、真にやむを得ないものに限定されるべきものです。

これらは、施設を利用する方への支援を行うことなどを目的に行われてきましたが、使用料等を減額や免除する理由が拡大的に解釈されているほか、受益者層（施設の利用者層）の固定化も招いています。また、施設間においては、減額や免除の対応が統一されておらず、その運用が施設ごと地域ごとに異なっている現状もあります。

したがって、このような状況を改め、公平性を確保する観点から、減額免除基準の明確化及び統一化を図ることとします。なお、公の施設には、多種多様な施設や利用者が存在していることを踏まえ、**2種類の統一的な減額免除基準を設ける**こととします。2種類の基準を設けるにあたっては、公の施設をその属性に応じて「**公的関与の必要性が高い施設**^{*5}」（Ⅰ類）と「**公的関与の必要性が低い施設**^{*6}」（Ⅱ類）に大別することとします。

また、この考えに基づき、施設所管課は使用料等の減額や免除の見直しを進めていくこととなりますが、**統一的な減額免除基準のⅠ類やⅡ類の別や施設を利用する団体の公共的団体への該当の是非などについては、次項で示すルールを参考に、施設ごとにそれぞれの所管課にて検討し判別していく**こととします。



*5 公的関与の必要性が高い公の施設

日常生活上の必要性が高い、民間に同種または類似サービスの提供が見受けられない、地域性が高い、社会に必要となる知識や教養を普及する、などの公の施設を指します。

*6 公的関与の必要性が低い公の施設

民間に代替施設を求めることができる（民間事業者が同等のサービスを提供している）、立地利便性が高い、収益性が高い、主に個人単位で利用する、などの公の施設を指します。

統一的な減額免除基準Ⅰ類

■ 公的関与の必要性が高い公の施設

区分	摘要範囲
免除	市が主催または共催するとき
	結成から2年以内の <u>公共的団体</u> ^{*7} が団体本来の活動目的で利用するとき
減額（50%）	公共的団体が団体本来の活動目的で利用するとき

※ 減額率は、利用者である受益者と市が負担する分を「等分」とすることとし、一律に50%とします。

※ 施設利用者への負担の増加や利用者減少を防ぐために、現行の減額率から段階的に50%に変更するといった、いわゆる激変緩和措置を講ずることができることとします。

統一的な減額免除基準Ⅱ類

■ 公的関与の必要性が低い公の施設

区分	摘要範囲
免除	なし
減額	なし

※ 施設利用者への負担の増加や利用者減少を防ぐために、現行の減額率から段階的に0%に変更するといった、いわゆる激変緩和措置を講ずることができることとします。

*7 公共的団体

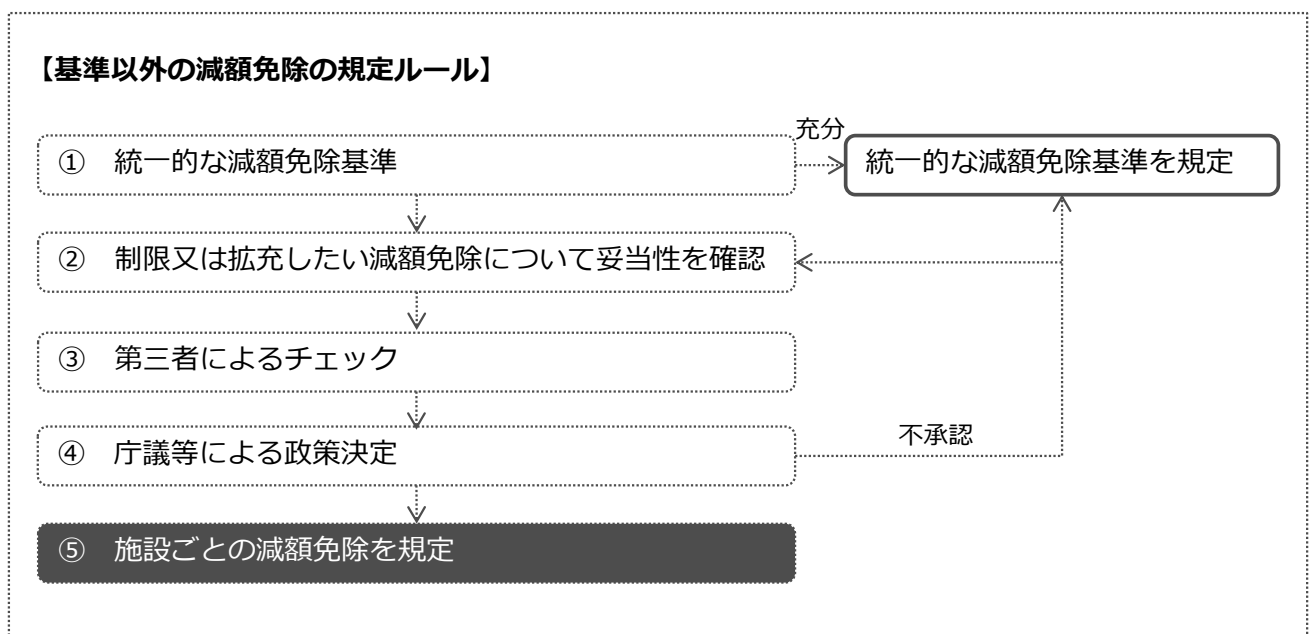
公共的団体とは、「農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否かを問わない。」（行政実例より）とされており、その数等は非常に多岐にわたっています。しかし、その団体が公共的団体と位置付けられるかについての具体的な基準が明確になっているわけではありません。そこで、①設置について市の意思が関与している団体、②市の区域を以て設置する法的根拠がある団体、③市の事業に大きく関与している団体に限定して「公共的団体」と位置付け、使用料等を減額とすることとします。

なお、公共的団体であっても、公の施設の設置目的と合致しない場合については、免除や減額の対象としません。

4 施設ごとの減額免除規定

公の施設には、多様な設置目的があり、またそこには、多様な利用主体が存在します。したがって、前項で示す2種類の統一的な減額免除基準のみでは、施設運営に支障が出るのが想定されるため、基準以外の減額免除を施設ごとに設けることができる仕組みを構築することにより、適切な対応ができることとします。

基準以外の減額免除を設ける場合には、施設所管課が次のルールに則り施設独自の減額免除を規定することとします。



5 見直し時期

公の施設における減額免除の見直しは、一律に行うのではなく、段階的に行うこととし、次の表における見直し時期の考え方に基づいて、施設ごとに見直しの時期を判断し、それぞれの所管課にて進めていくこととします。

優先順位	施設の別	見直しの時期	備考
1	整備等(建設や改修)を行う施設	整備等の時期	
2	優先順位 1 に関連する施設	整備等の時期から、整備等終了後までの 1 年以内	
3	減額免除基準Ⅱ類に該当する施設	平成 33 年度～	実施計画初年度 (次期基本構想)
4	優先順位 2・3 以外の施設		

※ 指定管理者導入施設については、指定管理期間を考慮し、適切な時期に見直しを実施することとします。

※ 優先順位 2 の「関連する施設」とは、施設の性格上、または、利用者の属性上関連する施設とします。

※ 優先順位 3・4 の施設であっても、施設の性格上、または指定管理期間上の都合により、優先順位 1 の施設の見直し時期に併せて見直しを実施することができることとします。

使用料等の減額免除の見直しについて

平成29（2017）年2月発行

第1刷 100部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部企画経営課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-57-8377

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト [http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp /](http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/)

